

指定管理者制度運用ガイドライン

平成25年11月作成

平成26年7月改訂

平成29年3月改訂

令和2年3月改訂

令和7年4月改訂

福井市

目次

第1章 指定管理者制度の概要	1
1 指定管理者制度とは	1
(1) 目的	
(2) 「指定管理者制度」と「管理委託制度」との相違点	
2 指定管理者の地位・権限	2
3 市の責任	2
第2章 指定管理者制度の導入に関する基本方針	3
1 導入に関する基本的な考え方	3
2 選定方式	3
(1) 公募方式	
(2) 指定方式	
3 指定期間	3
4 施設設置条例の整備	4
5 利用料金制について	4
6 指定管理者候補の選定	4
(1) 選定委員会による選定	
(2) 指定管理者候補の確定	
7 指定管理者の指定	5
8 債務負担行為の設定	5
9 協定の締結	5
10 個人情報の保護	5
11 選定結果等の公表及び情報開示	5
第3章 指定管理者制度導入後の対応	6
1 モニタリングの実施	6
(1) 指定管理者モニタリング	
(2) 所属モニタリング	
(3) 第三者モニタリング	
2 モニタリング結果の活用	6
3 必要な措置の実施	6
参考	7
指定管理者制度導入における事務の流れ	7

第1章 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

地方自治法第244条の中で、公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されている。これまでは、公の施設の管理を受託できるのは公共団体、公共的団体などのほか、一定の要件を満たす地方公共団体の出資法人に限定されていた。この制度が管理委託制度である。

しかし、平成15年6月の地方自治法改正により、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる」指定管理者制度が創設された。これにより、地方公共団体は、公の施設の管理運営において、株式会社をはじめとした営利企業やNPO法人・市民グループなどに、条例に基づき管理運営を委任できるようになった。

(1) 目的

「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図る」ことを目的とする。(平成15年7月17日総行行第87号総務省通知より抜粋)

(2) 「指定管理者制度」と「管理委託制度」との相違点

	指定管理者制度	管理委託制度
管理主体	民間事業者を含む幅広い団体 (法人格は要しない。個人は除く。)	公共団体、公共的団体などの他、一定の要件を満たす地方公共団体の出資法人
法的性格	管理代行(当該施設の管理権限の指定を受けた者に委任)	公法上の契約関係(民法上の委託契約において、具体的な管理事務や業務執行の一部を条例上で定めている)
管理者の決定方法	議会の議決を要する	首長の専決事項
契約*の形態	指定(協定)	委託契約
管理権限	指定管理者が有する ※設置者たる地方公共団体は、設置者責任の立場から必要に応じて指示等を行う。	地方公共団体が有する ※管理者と地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理事務または業務執行を行う。
使用許可者	指定管理者	首長(許可業務は委託不可)
施設の料金	原則として利用料金制	原則として使用料制 利用料金制も可能
料金の設定	指定管理者が条例の利用料金を上限に設定	受託者は使用料を変更できないが利用料金制の場合は左に同じ
不服申し立てに対する決定	地方公共団体(指定管理者・受託者には権限なし)	
行政財産の目的外使用許可	首長(目的外使用許可は首長の権限)	
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	

※指定管理者の指定は、条例に基づく行政処分によるものであり、地方自治法234条で定める契約には該当しないが、協定の締結行為は民法521条の契約に該当するため、契約と表記した。

2 指定管理者の地位・権限

指定管理者の指定により、施設の管理権限が地方公共団体から指定管理者に移り、指定管理者は法律及び条例の範囲内で主体的に管理業務を行うことになる。

ここでいう管理権限とは、「使用申請の許可」や「使用料の徴収」などの管理全般を指すが、地方公共団体の長が行うべきと法令で定められている「使用料の強制徴収」や「目的外使用の許可」、「不服申し立てに対する決定」等は、指定管理者が代わって行うことができない。

3 市の責任

指定管理者制度を導入したとしても、施設自体は公の施設としての位置付けは変わらないことから、本市は施設設置者としての責任を負う。

従って、当該施設の安全確保はもとより、設置目的の達成に取り組む必要があり、指定管理者との連絡を緊密に取りながら、施設の現状を把握し、必要に応じて指示・指導を行う。

第2章 指定管理者制度の導入に関する基本方針

1 導入に関する基本的な考え方

所管する公の施設が指定管理者制度に適している施設か否かについて、以下の項目の検討を通して総合的に判断する。

- ◆民間事業者等に任せることにより、設置目的が効果的に達成できるか
- ◆民間ノウハウの活用により、業務の効率性の向上・サービスの向上が図られるか
- ◆管理経費の削減が見込まれるか
- ◆使用料、利用料金等の収益が見込まれるか
- ◆近隣・類似施設の一括公募を行うことで、合理的かつ効果的な運営が行えるか

あわせて、「導入後も利用者間の公平性が保たれるか」、「維持管理に法令等による民間への指定管理業務の制限がないか」の視点が必要である。

なお、「施設の設置目的から市が責任を持って直接サービスの提供を行うべき施設」や、「単に集客効果を狙うものではなく、教育的な観点から公的責任を求められる施設」、あるいは「事業規模が小さいなど指定管理者制度のメリットが生かせないと考えられる施設」については直営とするが、これらの施設については、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを図るものとする。

2 選定方式

指定管理者制度を導入する場合、複数の事業者から事業に関する計画や提案を求め、そのうちの1者を指定管理者に選定する「公募方式」と、事業者の能力・実績等を考慮して、特定の1者を指定する「指定方式」がある。

(1) 公募方式

本市においては、原則、「公募方式」により指定管理者を選定し、福井市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に諮問し、選定委員会による選定を行う。

(2) 指定方式

「施設の設立経緯や運営に関して、地域と密接な関連のあるもの」や「管理受託団体の設立経緯及び組織体制を踏まえ、公募による指定管理者の選定が困難と認められるもの」、「PFIの選定事業者が管理運営を含めて一体的に事業を行う場合」については、選定委員会に諮問し、審査を経て、特定の1者を指定管理者に指定する。

従前の管理受託者を指定管理者に指定する場合であっても、従来の契約内容をそのまま踏襲するのではなく、利用料金制などを積極的に活用して管理者の自由度を高めるとともに、自己責任ルールの確立など、「経営」を視点とした管理運営に努める。

3 指定期間

指定管理者を指定する期間は原則として5年を限度とする。

ただし、PFI事業における指定期間は、PFI事業契約における維持管理運営期間とする。なお、施設の目的や形態、廃止や改築等の計画などの合理的な理由がある場合は、5年間までの範囲で指定期間を変更することができる。

4 施設設置条例の整備

新たに公の施設を設置して、併せて指定管理者制度を導入する場合は、新規に制定する施設設置条例の中に指定管理に係る条文を盛り込むこと。

また、既存の公の施設に指定管理者制度を導入する場合は、指定管理者制度に係る条文を追加するほか、管理に係る事項に変更がある場合は、当該条文の変更も行うこと。

5 利用料金制について

指定管理者による自主的な経営努力の実現を図るため、施設使用に係る料金については、指定管理者が条例の利用料金を上限に設定できる利用料金制を積極的に活用する。

6 指定管理者候補の選定

(1) 選定委員会による選定

①選定委員会の設置

選定を公正かつ適正に行うため、「経営分析等について専門的な知識を有する者（第1号委員 4名）と、当該施設について優れた経験及び知識を有する者（第2号委員 3名以上）」で構成する選定委員会を設置する。

審査項目	第1号委員	第2号委員
指定管理者の指定管理者候補の選定に関する事	○	○
指定管理者の事業内容の評価に関する事（モニタリング）	○	
その他市長が必要と認める事	○	

※「福井市指定管理者選定委員会規則」から

②選定方法

市は選定委員会に対し、指定管理者候補の選定について諮問を行う。

公募方式の場合、諮問を受けた選定委員会は、募集要項案の審査や申請者から提出された申請書類の審査などを行い、上位2事業者を優先指定管理者候補・次点指定管理者候補として選定し、市に答申する。

指定方式の場合、第1号委員は業務仕様書及び特定の1者から提出された事業計画書の審査を行い、特定の1者を指定管理者候補として選定し、あれば意見を付して、市に答申する。

③選定委員会会議の非公開

選定期間中の公平性を保つため、会議については、「非公開」とする。

(2) 指定管理者候補の確定

①指定管理者候補の確定

公募方式の場合、市は、選定委員会にて選定された優先指定管理者候補と管理運営の詳細について協議を行い、指定管理者候補として確定する。確定結果は、二次審査（申請者が4者以下の場合は審査）対象者全員に通知する。

優先指定管理者候補と協議が調わないときは、次点指定管理者候補と協議を行う。

指定管理者候補を確定した場合、もう一方の指定管理者候補の資格は失効する。

指定方式の場合、市は、選定委員会の答申を踏まえて指定管理者候補と管理運営の詳細について協議を行い、指定管理者候補として確定し、確定結果を通知する。

②基本協定の締結

基本協定書は、指定期間を通して適用する事項について規定するものである。

市は、指定管理者候補を確定し、仮基本協定を締結する。

仮基本協定書は、「指定の通知」に併せて行う「仮基本協定を基本協定とする通知」をもって基本協定書となるが、議会で否決された場合は、その時点で無効となる。

7 指定管理者の指定

市は、確定した指定管理者候補を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、可決の議決を得た後、速やかに公示する。公示後、速やかに指定管理者へ指定する通知を行う。併せて仮基本協定を基本協定とする通知を行う

8 債務負担行為の設定

指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して指定管理料を支出する場合は、債務負担行為を設定しなければならない。

9 協定の締結

市と指定管理者が締結する協定は、基本協定と年度協定とする。

年度協定書は、毎年度当初に、その年度に適用する事項について市と指定管理者が協議を行った上で規定するものである。

10 個人情報の保護

指定管理者は「福井市個人情報保護条例」第 12 条に基づき、利用者の個人情報の適正管理に努めなければならない。

なお、指定管理業務に現に従事している者のみならず、過去に従事していた者であっても、業務上で知り得た個人情報を漏洩した場合、「福井市個人情報保護条例」に規定する罰則が適用される。

11 選定結果等の公表及び情報開示

選定結果等の公表は、市が指定管理者候補を確定した後、施設所管所属が市ホームページ上で行う。

選定に関する情報開示については、「福井市個人情報保護条例」及び「福井市情報公開条例」に基づく開示請求があった場合に開示し、その時期は、選定の公平性を確保するために、指定管理者候補を確定した後とする。

第3章 指定管理者制度導入後の対応

1 モニタリングの実施

指定管理者による管理運営が適正に行われているかを検証するために、指定管理者による「指定管理者モニタリング」、施設所管所属による「所属モニタリング」、指定管理者選定委員会による「第三者モニタリング」を実施する。

(1) 指定管理者モニタリング

指定管理者モニタリングは、指定管理者が自ら評価して市に報告するものであり、年次・上半期の事業報告書、四半期・月次の業務報告書によるほか、利用者に対するアンケートの実施、「運営」、「維持管理」、「利用率」、「収支」、「財務」等の項目からなる評価シート等の作成等を通して行う。

(2) 所属モニタリング

所属モニタリングは、指定管理者からの定期的な報告に基づき、業務内容や職員配置等について業務仕様書や事業計画どおりに行われているか、現地調査により確認を行う。

また、上半期の実績と年度末の実績を対象に、年2回、モニタリングを実施する。

なお、年度末に行うモニタリングの結果は、施設所管所属が市ホームページ上で公表する。

(3) 第三者モニタリング

第三者モニタリングは、指定管理期間内に、当事者（指定管理者、施設所管所属）以外の第三者（選定委員会第1号委員）が、財務部門及び非財務部門（法令遵守、情報開示、維持管理、利用促進、地域連携、労働安全性、個人情報保護、品質、情報セキュリティ、危機管理など）について評価する。

評価結果は、総合政策課が市ホームページ上で公開する。

2 モニタリング結果の活用

各モニタリングの結果を元に、施設所管所属と指定管理者の双方が分析・課題抽出を行い、管理運営に適切に反映し、施設の利用率や利便性の向上、管理運営の効率化等を図る。

3 必要な措置の実施

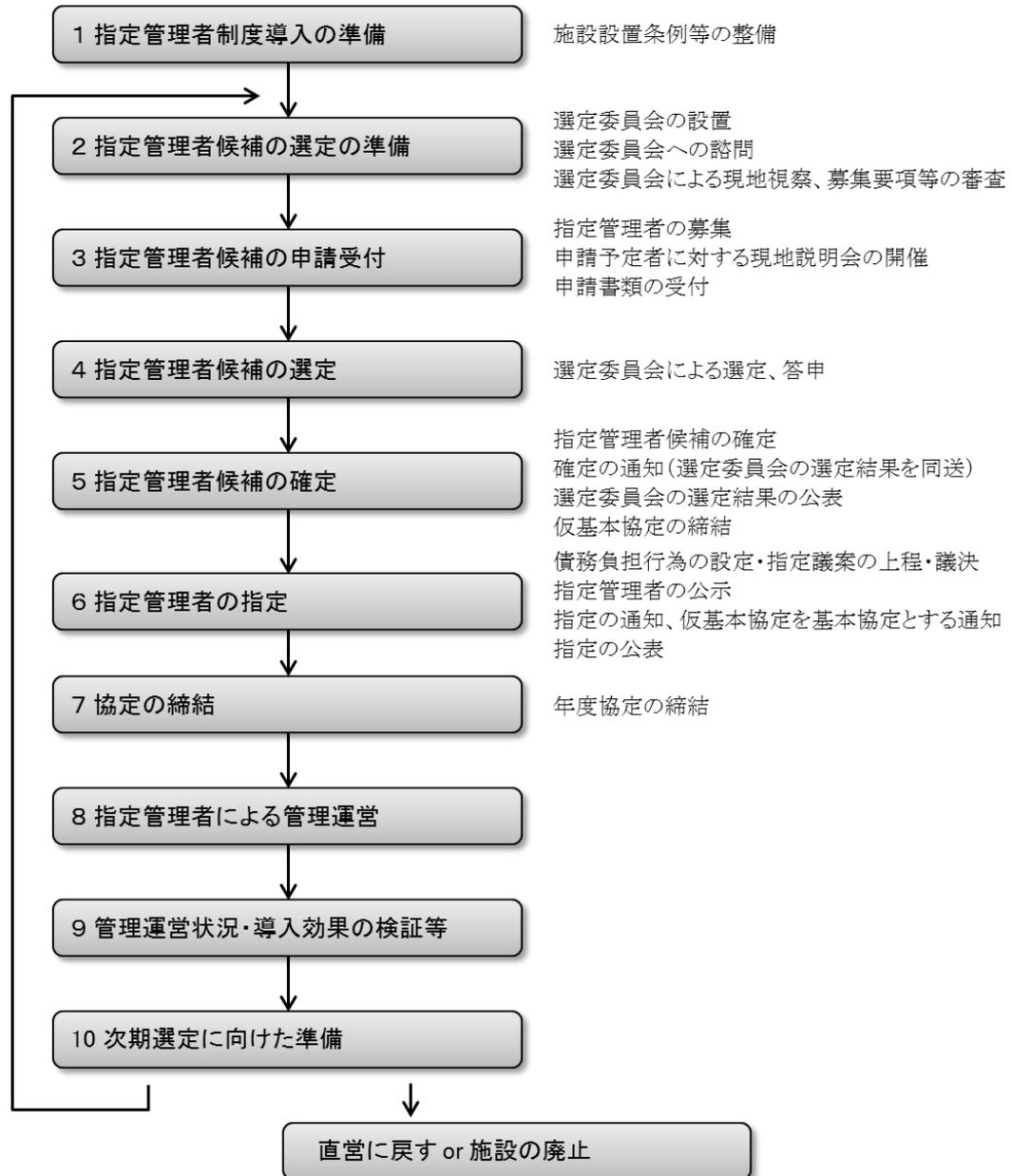
モニタリングなどにより、指定管理者による違法行為のほか、指定管理者による故意、過失を問わずに業務の不履行が認められた場合は、それに対して市から改善するよう指導を行う。

再三の指導にも関わらず改善が見られない場合、又は重大な違法行為・業務の不履行が認められた場合は、通知により改善を指示する。それでもなお改善が見られない場合、業務の一部または全部の停止命令や指定の取消し等の必要な措置を講じる。

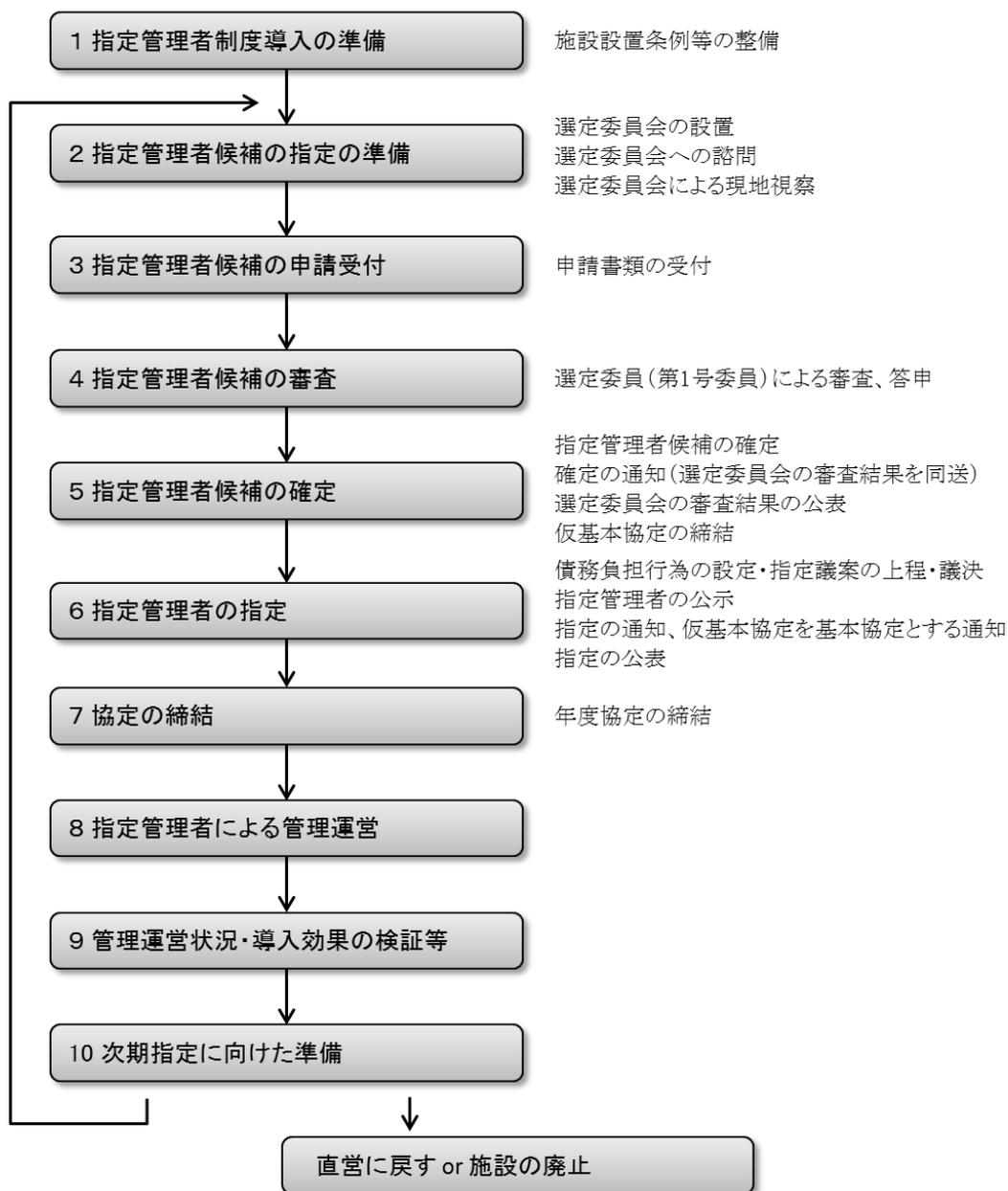
参考

指定管理者制度導入における事務の流れ

【公募方式フロー図】



【指定方式フロー図】



指定方式の場合、募集要項等の審査、申請予定者に対する現地説明会は行わない。
 選定委員会は、業務仕様書と申請書類を基に審査を行う。